

Style of Work vol. 94

事務所探訪

取材・文／佐藤裕子 撮影／大平晋也

建築紛争、労働事件、企業法務などの
プロフェッショナルが結集し、伝統をつなぐ

土屋総合法律事務所



前列左から、鶴田進弁護士(38期)、高谷進弁護士(22期)、高橋謙治弁護士(49期)。
後列左から、平岡広輔弁護士(新63期)、藤井直孝弁護士(旧61期)、荒木邦彦弁護士(54期)、横山太郎弁護士(64期)、中村仁志弁護士(55期)、中田貴弁護士(53期)

土屋総合法律事務所は、1965年、日弁連会長を務めた故・土屋公献弁護士が開所した事務所だ。土屋弁護士は、過払い請求が一般的ではなかった68年に、最高裁判決を勝ち取った。過払い請求が広く認められるきっかけをつくった人物。現在は高谷進弁護士、鶴田進弁護士、高橋謙治弁護士が代表弁護士として、事務所をけん引する。高谷弁護士が、今の人材の風土につながる土屋弁護士の人となりを語ってくれた。

「土屋弁護士は常々、人の権利を擁護するのが弁護士の仕事だと言つてありました。過払い請求の問題も、弱い立場に置かれた人を守るという活動成績の一つ。周囲が驚くほど、依頼者を守るために大胆な行動を受け継いでおります」

かつては、土屋弁護士の方針で「7年経つたら弁護士は独立立ち」が不文律だったという。今は組織の強化・発展に注力



故・土屋公献弁護士。1994年から2年間、日弁連会長を務めた。長年そばにいた高谷弁護士は、「土屋先生は、『強きをくじき弱きを助ける』に徹した、豪胆で、面倒見のいい方でした」と語る



土屋総合法律事務所 創立50周年を祝う会
日比谷本館 平成27年7月11日

昨年の創立50周年を祝う会には、延べ所属弁護士や事務員が集結。「みなさん快く出席してくださいました。誰にとっても働きがいのある事務所だったことがうれしいですね」(高谷弁護士)

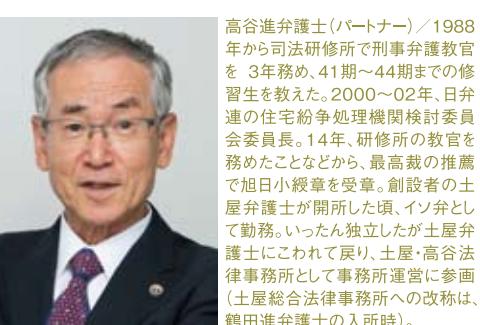
すべきタイミングなので、そのルールは取りやめました。中堅・若手ともに、事務所の次のステージを担う人材となつてくれるよう、研鑽してもらっています」と、高谷弁護士。

「(若手でも)任せて自分で考えさせること」が、それだ。中田貴弁護士は言う。

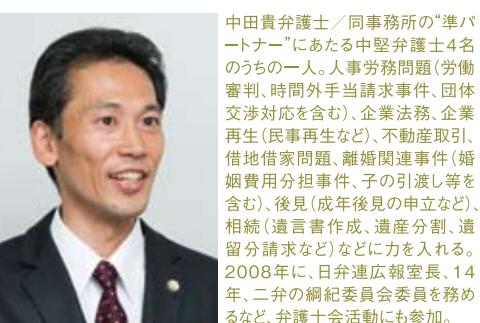
「上の弁護士からの『あれやれ、これやれ』がなく、かなり自由



上／裁判の進捗状況や内容は報告書を作成・共有。ランチタイムも活用してアドバイスし合う 下／コミュニケーションが活発な風土。写真右の藤井弁護士は7月からアメリカへ留学。(英文契約書も増えていますから、帰国後は重要な戦力になってくれることと思います)(高谷弁護士)



高谷進弁護士(パートナー)／1988年から司法研修所で刑事弁護教官を3年務め、41期~44期までの修生を教えた。2000~02年、日弁連の住宅紛争処理機関検討委員会委員長。14年、研修所の教官を務めしたことから、最高裁の推薦で旭日小綬章を受章。創設者の土屋弁護士が開所した頃、イソ弁として勤務。いったん独立したが土屋弁護士にこわれて戻り、土屋・高谷法律事務所として事務所運営に参画(土屋総合法律事務所への改称は、高谷進弁護士の入所時)。



中田貴弁護士／同事務所の「准パートナー」にあたる中堅弁護士4名のうちの一人。人事労務問題(労働審判、時間外手当請求事件、団体交渉対応を含む)、企業法務、企業再生(民事再生など)、不動産取引、信地借家問題、離婚関連事件(婚約費用分担事件、子の引渡し等を含む)、後見(成年後見の申立など)、相続(遺言書作成、遺産分割、遺留分請求など)などに力を入れる。2008年に、日弁連会長、14年、二弁の綱紀委員会委員を務めると、弁護士会活動にも参加。

です。そのため、各々関心ある分野の事件を自然と多く取り扱っています。それで、建築紛争なら高橋弁護士、私は労働事件・家事事件、交通事故なら荒木弁護士、刑事案件は中村弁護士という具合に一人ひとり得意分野ができるいく。若手についても、上の弁護士は『この線で行こう』と指示はするものの、なるべく本人のやり方や判断に委ねます。今では中堅の我々も、そんな環境だったから早く成長できただと感じています」

民事・刑事、多様な分野に対応できる同事務所。少し変わった分野として、寺社からの相談事件が多くあるという。「事務所の歴史が長い分、お付き合いが長いお客様がたくさんいらっしゃいましたが、(笑)」と、中田

だきましたが(笑)」と、中田弁護士。もう一つ、ならではのが、事務局長の長年にわたる貢献。事務局長は、当事務所が開所した頃から勤務しており、古い付き合いの依頼者は、まず彼に連絡します。私たちより依頼者に詳しく、背景事情の説明もしてくれます。寺社関連は、特に

その流れで進むことが多いです」と、語る高谷弁護士。中堅が中心となり、Webサイトのリニューアルにも取り組むなど、営業経路の拡充を試みる。守るべき伝統と次代への挑戦の融合が事務所の未来を切り開いている。

土屋総合法律事務所

所在地：〒104-0061 東京都中央区銀座1-8-21 第21中央ビル6階
TEL／03-3567-6101
http://www.tsuchiya-law.com/

1965年、土屋公献弁護士が日本橋に前身となる事務所を開所。取り扱い分野は、建築紛争・欠陥住宅・債権回収・企業間トラブル・不動産トラブル・相続問題・成年後見・離婚問題・交通事故被害・人事・労務問題・企業再生・整理・借金問題・企業における予防法務など。歯医師会や寺社とのつながりによる案件にも多く関わる。9名の弁護士と6名の事務員が、「一件一件に全力で取り組む」という創設者・土屋公献弁護士の理念を継承し続ける

すべきタイミングなので、そのルールは取りやめました。中堅・若手ともに、事務所の次のステージを担う人材となつてくれるよう、研鑽してもらっています」と、高谷弁護士。

「(若手でも)任せて自分で考えさせること」が、それだ。中田貴弁護士は言う。

「上の弁護士からの『あれやれ、これやれ』がなく、かなり自由